



上下水道課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。



**下水道への接続は
お済みでしようか？**

なさまに使つていただかなければ

い効果があり、一方で事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合には、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

下水道・浄化槽を 使用中のみなさまへ

下水道(集落排水処理施設)・
浄化槽を使用されているご家庭
では、以下のことに注意してご
使用ください。

台所では、廢油や野菜くず・残飯などを流さないようにしましよう

有害物を流さないように



の高い危険物を流すと
起す原因となります。

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など、危険物は絶対

ルコール類など、危険物は絶対に流さないでください。揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因となります。

洗濯には無リン洗剤を使いましょう

洗濯用洗剤は無リンの洗剤を使用し、洗剤の使いすぎに気をつけましょう。

有りん合成洗剤は含まれる有機リンは、処理場や浄化槽で処理することが難しいため、河川や海を汚す原因になります。

※ 目皿付きマスが設置されていないご家庭では、浴室内の排水溝の定期的な清掃をお願いします。

使用料の変更について

転入、転出、出生、死亡等により、ご家族の人数に変更がある場合、使用料の変更手続きが必要になります。また、大学在学や施設入居等、特別な理由により住居を異にしている場合は免除することができます。

お問い合わせなど、詳しくは上下水道課（☎ 633・3805）まで。

個人浄化槽を設置されている方へ

「浄化槽の維持管理は大丈夫ですか？」

①法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定される法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-18032
和歌山市南大工町26(環境会館)

HP
http://wakayama-suiho.or.jp

②保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上(年間3回以上)となります。

③清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。

『ご注意ください』

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るために、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。



防災ひとくちメモ vol.48

夏場は水に注意！

夏に入り、イベントや旅行、夏休みなど楽しい季節になりましたが、この時期は台風などによる水害も多く発生しています。

気象情報に注意し、台風や大雨が近づいていたら対策を行いましょう。

(対策例)

- ★土地が低い場合は土のうなどで浸水を防ぐ。
- ★ハザードマップを確認して、自分の家の浸水範囲や避難所を確認する。など

また水害に限らず、夏場は海や川での事故・水分不足による熱中症など、水に注意して過ごすようにしましょう。



紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るために、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】